

住民との対話を通じたまちづくりに向けて

全行政区での地域懇談会が終了

本年度の地域懇談会は、国政選挙の動きなどがあり開催時期を調整したことから、10月15日から12月2日までの長期間にわたり、昨年度と同様に21全行政区を対象に開催しました。

今回の懇談会では、世界遺産登録のこれまでの経過と平成23年の登録に向けた今後の取り組みや、今後のまちづくりの方向性と財政状況などについて説明した上で、地域の皆さんと対話を通じた意見交換を行いました。

皆さんから頂いた貴重な意見や要望を踏まえ、町民一人ひとりが輝いていけるような「小さくともキラリと光るまちづくりを目指して」町政運営に取り組んでいきます。

住民との対話を通じたまちづくりを実現するため、来年度以降も地域懇談会を開催していく予定です。今後も当町の将来をぜひ一緒に考えていきましょう。

◎問い合わせ先…総務企画課 ☎46-5578

寄せられた主な質問、意見など

- Q** 「きれいなまちづくり条例」の内容を教えてください。
- A** 世界遺産登録に向けてきれいなまちづくりを実現するため平成20年7月に施行された条例で、ポイ捨てや落書きなどの禁止を定めています。景観条例とは異なるもので、罰則規定はない。
- Q** JR平泉駅について、観光客に対するもてなしの面から考えると、改善点があるのではないかと考えています。
- A** 平泉駅は多くの観光客が利用することから、今後JRと協議をしながら、駅構内の改修を進めていきたいと考えています。
- Q** 平泉幼稚園は2年保育のようだが、3年保育にする考えはないのか？
- A** 幼稚園舎の構造が4、5歳児の2年保育用であるが、今後はアンケート調査などを実施しながら、3年保育についても検討していく。
- Q** 中尊寺通りの整備は、今後どのように進められるのか？
- A** 県道平泉停車場中尊寺線については、地元住民の方とも何度か話し合いを持ってきた。無電柱化やト

- イレの設置などさまざまな課題もあるが、観光客の通行量も多くなってきていることから、県ではまず、歩道を両側に広げるなど、ゆっくりと歩ける道路として整備することを検討している。
- Q** 黄金沢土取り場の跡地利用について、今後の予定はどうなっているか？
- A** 一閑遊水地事業に使用する土砂を採掘した場所であり、現在は同事業整備もほぼ終わったところである。跡地利用については地権者会との協議内容を踏まえながら、地元の雇用の場確保を見据えた企業誘致場所としての整備を考えていきたい。今後、開発行為なども含めた具体的な検討を行っていく。
- Q** 世界遺産登録を願うだけでなく、町民として何かできることはないのか？
- A** 登録推進に当たっては、町民主体の登録祈願や地域住民の皆さんによる草刈りなど環境整備を行っていただき本当に感謝している。今後も良いアイデアを頂きながら、町として地域としてできることを進めていきたい。

懇談会参加者の内訳	期 日	対 象	会 場	参加者(人)			11月14日	3区	3区コミュニティセンター	15	1	16
				男	女	計						
	10月15日	14区	14区公民館	24	4	28	17日	4区	4区ふれあいセンター	9	2	11
	17日	15区	長部地区交流センター	14	0	14	18日	5区	下達谷公民館	12	4	16
	20日	16区	16区公民館	15	2	17	19日	11区	役場201会議室	9	1	10
	11月5日	17区	俄坂公民館	8	3	11	20日	6区	上平泉公民館	10	1	11
	6日	18区	18区公民館	14	1	15	21日	7区	7区公民館	14	5	19
	7日	19区	コミュニティ潤いの郷悠悠	16	6	22	25日	8区	大佐公民館	11	3	14
	10日	20区	20区コミュニティセンター	10	0	10	26日	9区	佐野公民館	23	1	24
	11日	21区	21区ふれあいセンター	17	5	22	27日	10区	祇園公民館	19	9	28
	12日	1区	瀬原公民館	23	3	26	12月1日	13区	13区公民館	19	5	24
	12日	2区	2区公民館	22	8	30	2日	12区	12区公民館	12	8	20
								合 計		316	72	388

副町長に菅原研一氏

町議会定例会で選任



菅原研一氏

【略歴】
 昭和48年東北大教育学部卒。同年県職員採用。平成13年水沢地方振興局企画総務部長、18年県南広域振興局工業技術支援センター所長、20年企業局長兼経営総務室長。59歳。一関市出身。

監査委員に内藤和雄さん



内藤和雄さん

任期満了に伴う監査委員に内藤和雄さん(12区)が、町議会12月定例会で同意選任されました。任期は平成25年2月7日までです。監査委員は、町の事務執行の正否や適否を調査し、町民や議会等が正しく評価できる情報を提供します。

定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

「定額給付金」について
 ▷町や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることはありません。
 ▷ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはできません。
 ▷町や総務省などが「定額給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めることはありません。
 ▷現時点で、町や総務省などが住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することはありません。町や総務省(の職員)などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、町や警察署にご連絡ください。
 ◎連絡・問い合わせ先…総務企画課 ☎46-5578
 一閑警察署平泉駐在所 ☎46-2140
 同長島駐在所 ☎46-2160

高齢者や障害者のいる低所得世帯の方へ 灯油購入費の一部を助成します

町では本年度も、石油価格の変動を踏まえ、高齢者や障害者等のいる低所得世帯に対し、灯油購入費の一部を助成することとしました。事業内容、対象者、申請手続きなどは次の通りです。

1 事業の内容

高齢者や障害者等が在宅している低所得世帯に対し、一世帯当たり6,000円の灯油購入助成券を申請により交付します。助成券は、町内の灯油取扱店で利用できます。

2 対象とする世帯

- ①平成20年度町民税の非課税世帯で、次のいずれかの世帯(ただし特養、老健、グループホーム等の施設入所者を除く)
 - ▷高齢者(満65歳以上)のみで構成される世帯
 - ▷重度身体障害者(身体障害者手帳1・2級)のいる世帯
 - ▷重度知的障害者(療育手帳A)のいる世帯

- ▷重度精神障害者(精神保健福祉手帳1級)のいる世帯
- ▷障害基礎年金1級受給者のいる世帯
- ▷特別児童扶養手当1級受給者のいる世帯
- ▷ひとり親または父母に代わる養育者と18歳未満の児童のみの世帯

2 生活保護世帯

3 申請手続き

- ①受付期間…1月19日(月)～3月31日(火)
- ②申請方法…申請書に必要事項を記入押印し、必要書類を持参の上、町民福祉課で手続きをしてください。
- ③持参するもの…▷印鑑▷身体障害者手帳 など
- ◎問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

